

学校感染症による出席停止について（説明）

練馬区立貫井中学校

↓ 以下の感染症は、学校を出席停止となる感染症です。

		平成 年 月 日	
年 組			
保護者様		練馬区立 貫井 中学校	
<p>お子様が下記の感染症にかかった場合は、余病の併発と他人への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」となります。※「出席停止」の場合は、欠席にはなりません。 なお、医師により登校許可の診断が出された後は、下記の「登校届」に記入のうえ、学校に提出してください。</p>			
種別	病名	学校感染症と出席停止の基準 (H24.4改正)	
第一種	鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで (病気がなおるまで)	
第二種	インフルエンザ	発症した後5日、かつ、解熱した後2日経過するまで	
	百日咳	特有の咳がとれるまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹 (はしか)	熱が下がってから3日経過するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳、顎または舌の下が腫れ出した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹 (三日はしか)	発疹が消えるまで	
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状がなくなったあと2日経過するまで	
	結核	病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで	
	髄膜炎・細菌性髄膜炎		
	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157等)		
流行性角結膜炎			
急性出血性結膜炎			
コレラ・細菌性赤痢			
溶連菌感染症			
ウイルス性肝炎			
手足口病			
伝染性紅斑			
マイコプラズマ感染症			
感染性胃腸炎 (ノロウイルス等)			
その他 ()			
第三種	その他 ()	病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで。	
キリトリ			
登校届		平成 年 月 日	
学校長様			
病名	病 (医) 院名		
上記の疾病について、 月 日 からの加療の結果、医師より登校許可の診断が出されたので 月 日 から登校いたします。			
年 組	生徒氏名		
※ 保護者が記入して、学校へ提出してください。			印

インフルエンザについて

平成24年度より、インフルエンザの出席停止期間が変わりました。「発症した後5日、かつ、解熱した後2日経過するまで」が出席停止の期間です。ご注意ください。

例)

11/1に発症した場合は、11/2~11/6が5日間となりますので、11/7に受診し遅刻して登校した場合が最短となります。

※ただし書きにあるとおり、医師から感染の恐れがないと認められた時はこの限りではありません。

感染性胃腸炎について

感染性 (ウイルス性) 胃腸炎やノロウイルス、またはこれらの疑いと診断を受けた場合も、出席停止の対象となります。医療機関受診の際には、症状を詳細に伝えるとともに、学校での流行状況や家族の罹患状況などをしっかりと伝えましょう。また、診断を受けた際には登校について主治医に確認をとってください。

※症状により、医師から感染のおそれがないと認められた場合には、登校可能です。

[保護者の皆様へのお願い～感染の疑いがある場合には～]

お子さんの症状をみて学校感染症の可能性がある場合には、医療機関の受診にご協力ください。また、その際、学校や学年での感染症発生状況がわかる場合には、医師にお伝えしていただけますようお願いいたします。

[保護者の皆様へのお願い～診断を受けた場合には～]

学校感染症にかかった場合は、医師から登校許可が下りるまで出席停止扱いとなりますので、学校へ登校することはできません。医療機関で上記の感染症と診断があった場合には、帰宅後すぐに、電話にて学校へご連絡ください。

また、登校届が必要となりますので、保護者の方が学校 (職員室または保健室) へ受け取りに来ていただくか、貫井中ホームページからプリントアウトしてご用意ください。

<貫井中学校ホームページ内>

・トップページタブ→配布文書→証明書→登校届 または ・配布文書タブ→証明書→登校届

[保護者の皆様へのお願い～登校する際には～]

回復後は、診断を受けた医療機関を再度受診し、口頭で登校許可を得てください (診断書等は不要です)。その後、初めて登校する際は、上記の登校届を保護者の方が記入・押印し、生徒本人に持たせてください。生徒は、学級担任の先生へ朝学活時に、回復の報告と併せて用紙を提出してください。